

## 高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る清浄性確認検査の結果と搬出制限区域の解除について

- ・三豊市の養鶏場で12月11日(日)に発生した高病原性鳥インフルエンザ(4例目)に係る清浄性確認検査を行ったところ、全て陰性であり、移動制限区域内の清浄性を確認しました。
- ・これまでの検査結果を踏まえて、国と協議した結果、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域を、12月31日(土)午前0時(本日24時)をもって解除します。
- ・合わせて、消毒ポイントを7か所から6か所に縮減します。

### 1 清浄性確認検査の結果

#### (1) 対象養鶏場

発生養鶏場（4例目）の移動制限区域内（発生養鶏場から半径3km以内）の養鶏場〔8養鶏場〕

#### (2) 検査期間

令和4年12月26日(月)から令和4年12月30日(金)

#### (3) 検査内容と結果

臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査 全て陰性

### 2 搬出制限区域の解除

移動制限区域内の全ての養鶏場の清浄性を確認したことから、12月31日(土)午前0時(本日24時)をもって、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域(4例目)を解除します。

### 3 消毒ポイント

搬出制限区域(4例目)の解除に伴い、消毒ポイントを次のとおり見直します。

No.	設置場所	見直し後 (12月31日0時から)
1	JA香川県 観音寺カントリーエレベーター	継続
2	JA香川県 西讃畜産振興センター(旧神田出張所)	継続
3	JA香川県 高瀬支店	継続
4	JA香川県 財田支店	継続
5	JA香川県 西共済事務センター(旧 宝山農協)	継続
6	JA香川県 仲南支店	継続
7	JA香川県 多度津支店	削減

### 4 今後の予定

今後、発生養鶏場(4例目)の移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置が完了した12月15日(木)から21日が経過する令和5年1月6日(金)午前0時(1月5日(木)24時)をもって、当該移動制限区域を解除します。

【裏面に続きます】

## 5 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。